

高山駅西地区複合・多機能施設
管理運営等業務
設計・施工支援業務委託仕様書（案）

令和6年11月13日

高山市

目 次

第 1	本書の位置付け.....	1
第 2	業務スケジュール.....	1
第 3	法令・例規.....	2
第 4	設計・施工支援業務の内容.....	3
1	要求水準書等作成支援業務.....	3
2	企画提案書に対する意見提出業務.....	3
3	設計・施工の確認等業務.....	4

第 1 本書の位置付け

本仕様書は、高山駅西地区複合・多機能施設（以下「本施設」という。）の設計・施工支援業務（以下「本業務」という。）について、運営予定者が行う業務の仕様、基準を示すものである。

運営予定者は、本仕様書に基づき業務を実施するものとするが、運営予定者の提案書において提案内容が本仕様書に示す仕様、基準を上回る場合は、当該提案内容に基づいて業務を実施するものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、市と運営予定者が協議を行った上で業務を実施するものとする。

なお、本仕様書において使用する用語は「高山駅西地区複合・多機能施設運営 管理運営等業務 募集要項」における用語の定義によるものとする。

第 2 業務スケジュール

本業務のスケジュールは以下を予定する。

【業務スケジュール（予定）】

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
業務項目							
設計・施工支援業務 （令和7年3月～令和12年3月）							管理運営業務の開始 （令和12年4月～）
要求水準書等作成支援 （令和7年3月～令和7年5月）							
企画提案書に対する意見 （令和7年3月予定～令和7年12月）							
設計・施工の確認等 （令和7年12月～令和12年3月）							

第3 法令・例規

本業務を実施するにあたっては、関連する各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準、指針等についても、本仕様書に照らして準拠すること。

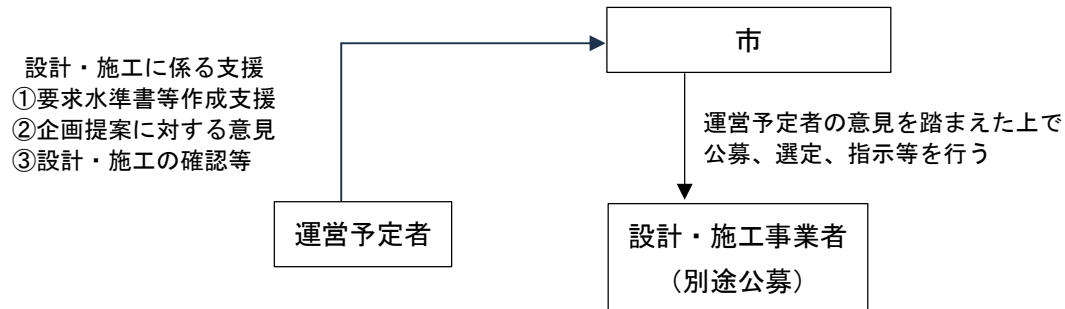
なお、次に掲げる法令等は例示であり、記載のない各種関連法令等についても、遵守、準拠すること。

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 労働関係法令
 - 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
 - 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
 - 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
 - 労働者派遣法（昭和 60 年法律第 88 号）
- ・ 施設、設備の維持保全関係法令
 - 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
 - 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
 - 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
 - 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 高山市個人情報保護法施行条例（令和 4 年高山市条例第 13 号）
- ・ 高山市情報公開条例（平成 12 年高山市条例第 24 号）
- ・ 高山市暴力団排除条例（平成 24 年高山市条例第 2 号）
- ・ 高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成 16 年高山市条例第 62 号）
- ・ その他、本施設の設置に伴い制定予定の「（仮称）高山駅西地区複合・多機能施設の設置及び管理に関する条例」及び管理運営の適正を期すため必要な関係法令、条例、規則及び要綱等

第4 設計・施工支援業務の内容

本施設の設計・施工に運営予定者の意見を反映することにより、効率的、効果的な管理運営に資する施設整備を行うことを目的として、本施設の設計・施工に係る要求水準書等の作成支援、本施設の設計・施工に係る応募者の企画提案書に対する意見、設計施工の確認など、設計・施工に係る各種支援を行うものとする。

【設計・施工への運営予定者の意見の反映スキーム】



1 要求水準書等作成支援業務

本施設の設計・施工を行う事業者の募集にあたり、市が作成する本施設の設計・施工に係る要求水準書等の作成支援を行うものとする。

- ・運営予定者は、市が作成した要求水準書等を確認し、運営予定者の立場において効率的、効果的な運営を行うために必要な要求水準の加筆又は修正等についての意見を市に伝達するものとする。
- ・市は、要求水準書等の作成にあたり、運営予定者に意見交換などの打ち合わせを求める。運営予定者は、市の求めに応じて参加するものとする。なお、現地での確認が必要である場合等を除き、オンラインでの参加を認めるものとする。
- ・市は、運営者先行選定方式のメリットとして運営予定者の意見を本施設の設計・施工に積極的に採用していく予定であるが、効果性や効率性などから総合的に判断し反映しないことがある。なお、市の求めに応じて意見の根拠や意見反映による費用対効果等について資料を提出すること。また、市の求めに応じて代替案を提示するよう努めることとする。

2 企画提案書に対する意見提出業務

設計・施工事業者選定の審査の参考とするため、運営予定者は応募者の提案を確認し、運営予定者としての意見を提示する。

- ・市は運営予定者に本施設の設計・施工に係る応募者の企画提案書一式を提供する。
- ・運営予定者は、その内容について確認し、運営予定者の立場から提案内容について評価できる事項、課題や懸念される事項について、意見書として書面にとりまとめ提出するものとする。なお、意見書は本施設の設計・施工事業者の選定審査の参考とするものとする。
- ・本施設の設計・施工に係る応募者に運営予定者と密接な関係がある事業者が含まれる場合には報告すること（密接な関係とは、資本面や人事面において提携や人事交流などの関係にあることをいう。）

3 設計・施工の確認等業務

本施設の設計・施工段階における工程会議などへの出席・状況確認・協議・調整を行うものとする。

- ・設計・施工事業者による工程会議（月 1 回程度の開催を想定）に出席し、状況の確認や協議等を行う。
- ・設計・施工に対し、運営予定者の立場において効率的、効果的な運営を行うために必要な内容の変更等についての意見を伝達するものとする。なお、意見は原則として市に書面で提出するものとし、市の判断により設計・施工事業者へ指示を行うものとする。ただし、施工現場において危険がある場合など緊急性を要する内容については、設計・施工事業者に直接意見を伝達することも可能とするが、その場合には可及的速やかに市にも同様の内容を書面で提出するものとする。